

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会地区協会設置規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会定款第5条（以下、「定款」という。）の規定する地区協会の設置運営について、必要事項を定めるものとする。

(地区協会の名称及び区域)

第2条 地区協会の名称及び区域は、別表のとおりとする。

2 地区協会の構成員は、区域に居住する会員又は、区域に勤務地を有する会員とする。

(地区協会の役員)

第3条 地区協会に次の各号に掲げる役員を置くことができる。

- (1) 地区会長 1名
- (2) 地区副会長 3名以内とする
- (3) 地区理事 12名以内とする。
- (4) 地区監事 2名

2 地区役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 地区協会の役員は、地区協会の総会にて選出するものとする。

(地区協会の活動)

第4条 地区協会の活動は、地区協会毎に総会で決定する。

2 地区協会は、毎年度事業計画、予算を作成するものとする。

(地区協会の会費)

第5条 地区協会は、地区協会毎に会員より会費を徴収することができる。

2 会費の額は、地区協会の総会で決めることができる。

(委任)

第6条 その他地区協会の規定に関する事項は、必要により理事会で定める。

附則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表

名 称	区 域
県北地区協会	鹿角市 大館市 北秋田市 能代市 小坂町 八峰町 藤里町 三種町 上小阿仁村
中央地区協会	秋田市 潟上市 男鹿市 由利本荘市 にかほ市 井川町 五城目町 八郎潟町 大潟村
県南地区協会	大仙市 仙北市 横手市 湯沢市 羽後町 美郷町 東成瀬村